

(介護予防) 訪問看護運営規定

(事業の目的)

第 1 条 医療法人愛仁会（以下「事業者」という）が運営する訪問看護ステーションかめだ（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）であって、主治医が指定訪問看護又は介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(指定訪問看護等の運営の方針)

- 第 2 条 事業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| (1) 名称 | 訪問看護ステーションかめだ |
| (2) 所在地 | 新潟県新潟市江南区早通 6 丁目 7 番 34 号 |

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 この事業所における従業員（以下「職員」という）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1 名（資格：看護師、勤務形態：常勤・兼務）

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

また、主治医の指示に基づき指定訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行うものとする。

- (2) 看護師：常勤換算で2.5名以上

医師の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「計画書」という）、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「報告書」という）を作成し、管理者から決裁を受けるものとする。

- (3) 事務職員：若干名

事務職員は必要な時事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日、及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、国民の祝日（振替え休日を含む）、年末年始（12月30日午後から1月3日）、及び8月13日午後を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護等の内容等）

第6条 指定訪問看護等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 指定訪問看護等は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医の指示の文書に基づき、計画書に沿って実施するものとする。
- (2) 指定訪問看護等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うこととともに、計画書の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
- (3) 指定訪問看護等の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

2 指定訪問看護等の内容は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 病状、障害、全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥創の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 療養生活への指導・助言等
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) その他在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料金は別紙「サービス料金のご案内」のとおりとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常事業を実施する区域はつぎのとおりとする。

新潟市内の江南区、秋葉区、東区、中央区とする。ただし、東区は石山・東石山
中学校区のみ、中央区は鳥屋野・上山・山潟中学校区のみとする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に
立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問看護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその
内容（認定区分、有効期間、負担割合等）を確認するものとする。
- 3 指定訪問看護等の提供を行う職員は、当該看護の提供において常に社会人として
の見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及び
その家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(緊急時の対応等)

第10条 職員は、指定訪問看護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事
態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主
治医及び管理者に連絡するものとする。

- 2 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に
応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報
告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、
当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及
び市長村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生し
た場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、所長村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延のぼうしのための対策を検討する委員会におおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延のぼうしのための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第15条 事業者は、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）

- 第 16 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

（職員の研修）

- 第 17 条 事業者は、職員の資質向上を図るため、全ての職員に対し、以下のとおり研修機会を設けるものとする。
- （１） 採用時研修 採用後 12 ヶ月以内に実施
 - （２） 継続研修 年 1 回以上実施

（記録の整備）

- 第 18 条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- （１） 主治医の指示書
 - （２） 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
 - （３） 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
 - （４） 提供した具体的サービス内容等の記録
 - （５） 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - （６） 苦情の内容等に関する記録
 - （７） 自己の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

平成 12 年 4 月 1 日一部改定

平成 14 年 1 月 1 日一部改定

平成 15 年 4 月 1 日一部改定

平成 17 年 3 月 21 日一部改定

平成 17 年 8 月 20 日一部改定

平成 19 年 4 月 1 日一部改定

平成 20 年 6 月 1 日一部改定

平成 20 年 10 月 6 日一部改定

平成 24 年 7 月 1 日一部改定

平成 30 年 10 月 15 日一部改定

令和 1 年 12 月 1 日一部改定

令和 6 年 6 月 1 日一部改正